

議事要旨(5)「四半期会計基準専門委員会における検討状況について」

四半期会計基準専門委員会は現在までに8回開催されている。現在は、四半期会計基準開発にあたっての論点のうち、主に財務諸表の利用者と作成者で意見が分かれている論点を中心に審議を行っており、第10回専門委員会(11月18日開催予定)から「四半期会計基準に関する論点整理」の文案の検討に移り、年内を目途に公表する予定である(資料「審議事項(5)-2 四半期会計基準委員会での当面の検討スケジュール」参照)。

本委員会においては、専門委員会での議論の中で意見の分かれている主な論点と、四半期特有の会計処理に関する主な論点(その2)について、専門委員会での審議状況の説明を行った(資料「審議事項(5)-3 意見の分かれている主な論点」、「審議事項(5)-4 四半期特有の会計処理(その2)」参照)。

〔四半期特有の会計処理に関する主な論点〕

- 引当金(売上割戻引当金、退職給付引当金、賞与引当金、役員賞与引当金)
  - 退職給付引当金…簡便法の適用はどのように取り扱うのか。また、数理計算上の差異や過去勤務債務の償却は四半期においてどのように行うべきか。
  - 賞与引当金…前年度実績、給与のベースアップの状況等を総合的に勘案して、翌四半期以降に支給されると合理的に見込まれる額のうち、当四半期に帰属すると見込まれる額を引当金に計上することでよいか。
  - 役員賞与引当金…当該四半期会計期間を含む年度の役員賞与の額を合理的に見積ることができる場合は、各四半期末において負担すべき額を計上することでよいか。
- 特別損益項目
  - 特別損益項目への計上にあたっての判断は、年度財務諸表との整合性を意識する形(四半期財務諸表では年度財務諸表での特別損益としての計上可能性を考慮する。)で行うべきか、それとも、年度財務諸表との整合性は意識せずに各四半期財務諸表ベースで行うべきか。
- 法人税等(税効果会計を含む)
  - 法人税等の計算方法については、現行の中間財務諸表作成基準での取扱い(原則法と簡便法との選択適用)と同様でよいか。また、繰延税金資産の回収可能性の判断はどのように行うべきか。
- 外貨建取引/外貨換算
  - 年度・中間と同じ原則で外貨建債権・債務の換算換えを行うことでよいか。ま

た、在外子会社の損益計算書の換算において、適切な3か月情報を開示するため、期中平均レートは月又は四半期を算定期間とするものに限定すべきか。

- 1株当たり当期純利益  
累計ベースに加え、当該3か月ベースの情報を開示するかどうかについては、損益計算書に合わせる形で開示することでよいか。
- 四半期連結キャッシュ・フロー計算書  
中間連結キャッシュ・フロー計算書に準じて作成し、利害関係者の判断を誤らせない限り、集約して記載することができることでよいか。また、注記情報についても、現行の中間連結キャッシュ・フロー計算書での取扱いと同様でよいか。
- 連結固有の事項  
連結会社間取引の相殺消去や決算日が異なる場合の取扱いについては、現行の中間財務諸表作成基準での取扱いと同様でよいか。子会社等を四半期中に取得、売却した場合、「みなし取得日又はみなし売却日」は、取得日・売却日のいずれか近い四半期期首・四半期末とみなすことでよいか。
- 企業結合・事業分離  
企業結合・事業分離が行われた場合、会計処理上の取扱いや注記情報については、適時な開示を考慮して、どのような対応が必要か。

委員等からの主な意見は以下の通りである。

- 四半期財務諸表については45日以内の開示という点を意識し、必ずしも中間財務諸表作成基準をベースとはせず、もっと簡便的な方法の検討があってもいいのではないか。
- 在外子会社の外貨換算について、期中平均レートでは半期平均や年平均を認めず、月又は四半期を算定期間とする形に限定することは、実務に多大な影響を及ぼすであろう。これにはシステムの変更も必要となるが、そこまでの必要性が本当にあるのか。
- 各四半期の決算手続き（第1四半期、第2四半期、第3四半期と積み上げて四半期財務諸表を作成する方法と、四半期ごとに以前の四半期を洗替えて累計で四半期財務諸表を作成する方法と2つの考え方がある）をどのように位置付けるのか。まずこのスタンスを定めていかないと、各項目の議論が収束しないのではないか。システム対応の関係もあるので、早く各四半期の決算手続きの考え方を定めて欲しい。
- 財務諸表利用者の立場からすると、各四半期の決算手続きがどちらになるにせよ、3か月情報は必ず開示して欲しい。

以上